

# 横浜市立中川中学校 いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### ○いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### ○いじめ防止に向けての基本理念

いじめはどの生徒にも起こる最も身近で深刻な人権侵害案件で、いじめ問題への対策を、学校が主体的に広く学校全体で進め、生徒の健全育成を図るとともに、生徒自らもいじめのない学校の実現に努めることを目的とします。

## 2. 「いじめ防止対策委員会」の設置

### ○委員会の構成員

「生徒指導部」を中核に、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導専任、道徳人権係長、特活指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭を構成員として組織します。いじめ事案が発生した場合には、当該生徒の担任や学年職員も参加します。  
※必要に応じて心理や福祉等の専門家、外部専門家の参加を求めます。

### ○委員会の運営

- ・月1回以上、定期的で開催する。ただし、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催します。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定します。
- ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

### ○委員会の活動内容

- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、生徒及び保護者に周知します。
- ・いじめの相談、通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報を収集、共有、記録します。
- ・いじめを察知した場合は、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめか否か判断します。
- ・指導支援の体制、対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を行います。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成と、その検証・見直しを行います。
- ・いじめ防止の取組や研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

## 3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ○いじめの未然防止のための取組

- ・コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業等に主体的に参加できるようにします。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
- ・いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくれるよう支援します。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・『ベイフワード』の取組を通して、生徒たちがいじめ防止に主体的に取り組む学校、誰もが安心して豊かに過ごせる学校をつくれるよう支援します。

### ○いじめの早期発見のための取組

- ・定期的にアンケート（年5回）、教育相談（年3回）を実施します。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、情報共有を推進します。
- ・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ・インターネット上でのいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。
- ・情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

## ○いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合、いじめ防止対策委員会を中心に速やかに対応します。
- ・いじめを受けた生徒には、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。
- ・いじめた生徒には、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然と指導します。
- ・いじめた生徒には、事情や心情を聴取し、再発防止に向けた適切な指導、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で対応します。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合等は、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応します。

## ○いじめの解消

- ・いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。
  - ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・一定の解消が図られたが、継続した支援を要する状態の生徒については、情報を共有しあい、教職員の見守りの体制をつくります。

## ○教職員等への研修

- ・生徒理解の研修や、いじめの定義理解、いじめ防止対策推進法の理解等の研修を行い、教職員の資質、能力を高めます。

## ○学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、地域ぐるみで連携・協働して取り組む仕組みづくりを推進します。

## ○取組の年間計画

月	取組内容	
	生徒・学校	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解研修会</li> <li>・学年集会、学級づくり</li> <li>・教育相談アンケート、教育相談①</li> <li>・情報モラル講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」の説明・周知</li> <li>・学級懇談会</li> <li>・情報モラル講演会の実施（生徒と同内容）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ早期発見のためのアンケート（記名式アンケート）⇒教育相談</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校ブロックでの集まり①（授業参観）</li> <li>・Y-Pアセスメントを活用した生徒向けアンケート（1回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域連絡事業の実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権作文</li> <li>・SOSの出し方に関する教育</li> <li>・横浜子ども会議（中学校ブロック）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教諭夏季研修</li> <li>・生徒指導研修</li> <li>・横浜子ども会議（区交流会）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート、教育相談②</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校ブロックでの集まり②（児童生徒交流）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区懇談会の実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-Pアセスメントを活用した生徒向けアンケート（2回目）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解決一斉アンケート（無記名式アンケート）</li> <li>・人権週間の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート（教育相談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生説明会の実施</li> <li>・年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域連絡事業の実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談③</li> <li>・新年度への引継ぎ（小学校、高等学校など）</li> </ul>	

学校いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）

## 4. 重大事態への対処

### ○重大事態の定義

「横浜市いじめ防止基本方針」で想定されている「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いや「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、重大事態と判断します。

### ○重大事態の発生の報告と調査

- ①速やかにいじめ防止対策委員会を設置する。
- ②重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ③教育委員会・関係機関と連携した調査を行う。
  - ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
  - ・重大事態と判断された調査資料の再分析や、必要に応じて新たに調査します。
  - ・いじめを受けた生徒を守ることを最優先し、いじめを受けた生徒への配慮をした調査を行います。
  - ・いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

※次の(1)(2)の場合は教育委員会、(3)の場合は市長による調査に委ねます。調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、学校と教育委員会及び市長とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

- (1) 学校調査では、重大事態への対処及び同事態の発生防止に十分な結果を得られないと判断する場合
- (2) 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- (3) 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又はその保護者が望む場合

## 5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、点検を行います。必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、改定後、再公表します。

平成28年12月19日策定

平成30年 2月27日改定

平成31年 3月20日改定

令和5年 2月22日改定

令和6年 2月22日改定